

特別企画

激動の中での委員会活動

コロナ禍における遠隔授業および看護学実習開始に向けての準備に関する実践報告

藤村 博恵

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19 とす）の感染拡大に伴い、2019 年度後期定期試験終了後、しばらくして各自に行動の自粛が求められるようになった。その頃はまだパンデミック発生後の経過を全く想像することはできず、何となくそれほど遠くはない未来には元の生活に戻れるという希望をもっていたような気がする。本学では年度末に新年度の授業開始の延期が決定されたが、その後、新年度を迎えた直後に緊急事態宣言が発令され、授業開始も再延期となった。そのため、先に遠隔授業の準備が進んでいた医学部を参考に、本学部でも急ピッチに本格的に遠隔授業の準備が開始されることとなった。また、講義・演習だけでなく臨地実習も中止となり、その後の開始に向け実習調整が必要となった。多くの人々が先のみえないことに不安を募らせ、それが日々膨らんでいく中で、従来どおりではなく新たな策を講じなければならないという必要に迫られることとなる。

筆者は、学部の委員会に準ずる情報機器運営会議担当と看護学科の看護学実習委員会の委員長を兼ねており、その後、学部内での遠隔授業に関するサポート教員の学科代表と学科内で新たに立ち上げられた情報機器運営委員会の委員長にも任命された。遠隔授業のサポート教員は他学科ではその多くが学務委員を兼ねている中で、学科内の情報機器担当としてどのように準備を進めていくかが課題であり、手探りの中で学科長と相談しながら準備に着手した。もう一方、コロナ禍で大きな課題となったのは臨地実習であり、実習施設の受け入れ状況にあわせて何度か実習計画の修正・変更を行うとともに、実習方法および感染防止対策等について大きな課題となった。そこで本稿では、それぞれの開始準備に焦点をあて、報告する。

II. 遠隔授業開始に向けての準備

学部・学科の遠隔授業開始に向けた準備に関する状況等については表 1 に示すとおりである。先に準備が進められていた医学部を参考に、本学部でも『YouTube』を用いた授業動画の配信（LIVE 配信または事前録画）と、既に大学で導入していたラーニングマネジメントシステム『WebClass』を用いることが決定し、2020 年 5 月 11 日からの開始に向けて準備をすることとなった。

当初、学科内には大きな不安と緊張があった。その理由としては、看護学科は教員数が多く、特に集団特性として多くが“IT にそれほど強くはない”ということがあげられた。しかし、情報機器の操作等が不得意であるからといって避けられる問題ではなく、短期間で遠隔授業の準備を行い、予定どおり授業開始するためには、個々に一定の知識と技術が求められることになった。そのため、遠隔授業に関する質問や学科内での検討事項について意見を集約すると同時に、学科教員を対象に『YouTube』および『WebClass』の操作についての研修会を企画した。講師は学部・学科内教員から選出・依頼し、当時は在宅勤務者も多かったことから、限られた期間の中で各 2 日間、同じ内容での開催とした。事前に取りまとめた質問等については、研修会で回答するとともに、学科全教員が利用できる共有フォルダを活用し情報共有を図った。受講は強制ではなかったが、多くの学科教員が受講したことから、遠隔授業開始について危機感をもっていたことが窺えた。

また、学科内で新たに立ち上げられた情報機器運営委員会は、各領域から 1～2 名の委員が選出され、11 名で活動を開始した。当面の活動内容としては①学科内各領域の授業サポート（各領域の委員を中心としたフォロー体制）、②非常勤講師担当科目の授業サポート、③

受付日：2020 年 11 月 25 日 受理日：2021 年 1 月 12 日

埼玉医科大学保健医療学部看護学科

表 1 遠隔授業開始に向けた準備に関する状況等

月	日	大学・学部	看護学科
3月	27日	【大学】授業開始日の延期の決定（4/20～）	
4月	4日	【大学】登校禁止および学校施設の使用禁止（通知）	
4月	7日	*緊急事態宣言発令（7都府県）	
4月	8日	【大学】授業開始日の延期の決定（5/11～）	
4月	9日	【学部】遠隔授業に関する講習会 講師：ITセンター、対象：学部教員 ・遠隔授業に関する本学の状況 ・医学部の遠隔授業対応状況 ・保健医療学部への応用 ・YouTubeのLIVE配信の手順	看護学科参加者：有志6名 ・YouTubeの設定 ・講習会の内容および資料は、後日学科内で情報共有（書面での伝達）
4月	10日	【学部】学科長会議 ・全教員が遠隔授業に関われるよう準備することの決定 ・各学科より遠隔授業サポート教員の選出	看護学科より2名選出：学部の情報機器運営会議担当者が兼任
4月	13日	【学部】新入生のメール転送手続き：ITセンター	WebClassのID取得申請：学科全教員
4月	16日	*緊急事態宣言発令（全都道府県）	WebClassの利用者登録完了
4月	20日	【大学】医学部にて遠隔授業開始 【学部】授業Web配信のテスト 実施担当：学務委員会・授業Web配信担当WG 対象：全学科教員	WebClassコース（前期科目）の立ち上げ準備
4月	24日	【大学】授業開始時期の再延期の決定 ・対面による一斉授業は5月末日まで実施しない ・遠隔授業を継続又は実施	学科内教員の授業事前収録開始
4月	25日		WebClassコース登録完了
4月	27日	【学部】新入生オリエンテーションのWeb配信 ・1年生のメール受信および動画視聴状況（ネット環境）の確認	看護学科情報機器運営委員会の決定（学部の情報機器運営会議担当者2名は兼任、他11名）、活動開始 ・各領域の授業収録サポート ・学生用の看護学科遠隔授業マニュアルの作成 ・学科各学年の授業動画視聴、WebClass利用、メール転送についての状況確認 ・非常勤講師の授業科目に関するサポート（割り振り） 教員向けの研修会の企画および学科教員より遠隔授業に関連する質問・学科での検討事項等の集約開始
4月	30日	【学部】『オンライン授業の受講について』（通知） ・5/11から開始となる遠隔授業の受講の仕方、WebClassの使い方、注意事項など	【学科】遠隔授業に関する研修会（YouTube）開催 講師：授業Web配信担当WG2名（1名は学科内教員） 対象：学科教員 2日間：同じ内容で開催
5月	1日	【学部】授業Web配信のテスト 実施担当：学務委員会・授業Web配信担当WG 対象：学部学生全員 内容：オンライン授業の準備について	『YouTubeを用いた遠隔授業のPC操作手順』作成 遠隔授業に関連する質問・学科での検討事項等に関する回答
5月	7日		看護学科情報機器運営委員会の正式発足
5月	8日	【学部】授業Web配信サポート会議 ・学部内での共通ルール ・遠隔授業開始にあたっての最終確認	【学科】遠隔授業に関する研修会（WebClass）開催 講師：授業Web配信担当WG、学科情報機器運営委員 対象：学科教員 2日間：同じ内容で開催 ※希望者に対し、他に追加の研修会開催あり 左記会議へサポート教員2名の出席
5月	11日	【学部】遠隔授業開始	【学科】『看護学科遠隔授業マニュアル【学生用】』（通知） 非常勤講師の授業事前収録サポート開始 ※教務課との連携 ・講師の意向・要望の確認 ・各種操作・設定（動画作成、YouTube、WebClass）に関して ・初回担当者からの引継ぎ内容についての情報共有 ・他学科との合同科目に関するサポート：窓口
5月	15日	【学部】『オンライン授業の受講について（5月15日改定版）』（通知）	遠隔授業開始後の課題に対する学科内での対応の検討 ・決定・修正事項に関する学科教員への周知 ・学生用マニュアルの修正
5月	21日	【大学】『6月以降当面の授業等の運用について』	
5月	22日		【学科】『看護学科遠隔授業マニュアル【学生用】（5月22日改定版）』（通知）

2020年11月16日現在

Web 配信に関する時間割の確認・調整（情報機器運営委員と学務委員の兼任者 2 名担当）、④『看護学科遠隔授業マニュアル【学生用】』の作成（委員 3 名担当）とした。看護学科においてはカリキュラムの特徴上、科目数が多く、科目責任者が非常勤講師である科目も多い。そのため、非常勤講師担当科目の授業サポートについては調整担当として委員 2 名を配置し、サポートは委員および学科内教員とした。特に、外部講師の初回の授業収録時には、講師の意向・要望を確認し、収録だけではなく、遠隔授業で可能なことについての相談を受けたり、必要に応じて WebClass の各種設定や講師の WebClass 利用申請手続き、教務課との情報共有の必要性も出てきたことから、初回の収録サポートには特定の委員 3 名を配置した。初回には「非常勤講師調査」(フォーマット)を用いてサポート科目に関する情報収集を行い、初回担当者からの引継ぎ内容は、学科の共有フォルダ内で情報共有できるようにした。

さらには、学科代表として選出された遠隔授業のサポート教員 2 名（委員長、他 1 名）は、教務課と連携し、来校せずにデータのやりとりのみで授業準備をされる非常勤講師のサポート、他学科との合同科目に関するサポート、一部の共通科目に関するサポート、収録用の教室の管理などについて担当し、2 名の中で役割分担をしていった。遠隔授業に関連した学科全体のサポートを担当し、予定どおり 5 月 11 日には遠隔授業を開始することができた。遠隔授業開始後は、学科内で課題となった事項に関して対応を検討し、開始 2 週間後には『看護学科遠隔授業マニュアル【学生用】』を改定し、後期に至っている。

以上のような遠隔授業開始に向けての準備のプロセスにおいて、委員それぞれが得意とするところをできるだけ活かせるよう役割分担していったが、それによって特定の委員に業務が偏らないよう留意することの難しさがあった。また、Web 授業であっても授業であり、非常勤講師担当科目の授業サポートをしていく中で、その内容は単に情報機器の操作に関連したものだけではないことから、情報機器運営委員会が担う役割の範囲であるのかという点において、学務委員会との役割の重なりについて疑問が残ることとなった。授業内容に関しては教務課も踏み込むことはできない。しかし、教育活動においては、学生の不利益にならないように最善を尽くすことが優先されると考える。この新たな授業形式に対して、システムに慣れない教員・学生の双方ができるだけ不安を抱いたり混乱を招いたりしないよう私の責任の範囲で積極的に情報提供を行い、さらには、システムトラブル以外での休講とならないよう非常勤講師担当科目においてもできる限りのサポートをしているところである。“出来ない理由を探すのではなく、どうすればできるかを考

える”という言葉があるが、この危機的状況においてとるべき態度は、まさにそのとおりであると実感している。

Ⅲ. 看護学実習開始に向けての準備

今年度の看護学実習開始に向けた準備に関する状況等については、前期・後期も含めて表 2 に示すとおりである。コロナ禍において、臨地実習の実施については医療専門職のどの養成機関でも大きな課題の 1 つとなっている。

本学の看護学科において夏季休暇前の前期に配置されている看護学実習は、3 年後期から 4 年前期にかけての年度を跨いでの通年科目である領域別看護学実習であり、今年度は 5 月 11 日より開始予定であった。まずは、4 月中旬に学科長のもと実習開始が遅れた場合のシミュレーションが行われ、約 1 か月開始時期を遅らせる暫定案が作成された。そして、他校との実習調整中、埼玉医科大学グループでの 6 月中の実習受け入れは中止となることが決定し、再調整が必要となった。緊急事態解除宣言後、学科内では 7 月からの臨地実習開始に向けて学科長のもと再度会議が開催された。6 月 15 日からの分散登校開始も考慮し、学内実習開始は 6 月 29 日、臨地実習開始は 7 月 6 日とし、その実習計画案をもって臨時の埼玉医科大学臨地実習合同調整会議に臨むこととなった。6 月 2 日の会議では、臨床側から実習受け入れにあたっての施設側の受け入れ準備についての説明と実習方法について様々な制約が示され、それをもとに各校で実習調整が行われた。後期の実習も含めて今年度の実習に関しては 6 月中に集合式で 2 度の実習調整が実施され、埼玉医科大学グループでの臨地実習受け入れは 7 月から開始となった。

看護学実習委員会では、4 月の第 1 回の委員会開催以降、コロナ禍において看護学実習を開始するための準備を少しずつ開始していった。COVID-19 対応の教員用・学生用の行動マニュアル作成、特に教員については『2020 年度 看護学実習における新型コロナウイルス感染症対策—健康・行動チェック結果に応じた教員の対応についてのフローチャート—』を作成し、学科教員から意見を得ながら修正していった。また、医療用マスクや手指消毒剤が不足する中で、感染予防対策として各領域で準備・確保している物品について委員会で情報を集約し、不足が生じた場合に領域を跨いで補い合うシステム作りを行った。さらに、埼玉医科大学臨地実習合同調整会議には学科長、各看護学領域代表者、実習委員が出席し実習調整を行った。そして、施設側から実習の受け入れ条件が示されたことをふまえ、学科長と相談のうえ、6 月 11 日には学科教員を対象に「実習に関する説明会」を企画・実施し、学科内で教員が共通認識を図れるよう

表2 看護学実習開始に向けた準備に関する状況等

月	日	全体	実習委員会
3月	下旬	【学部】他学科における4月開始予定の臨地実習延期	
3月	27日	【大学】授業開始日の延期の決定(4/20～)	
4月	4日	【大学】登校禁止および学校施設の使用禁止(通知)	
4月	7日	*緊急事態宣言発令(7都府県)	
4月	8日	【大学】授業開始日の延期の決定(5/11～)	【委員会】第1回看護学実習委員会の開催
4月	13日	【学科】実習開始が遅れた場合のシミュレーション(メール会議):学科長、各看護学領域長	
4月	16日	*緊急事態宣言発令(全都道府県)	WebClassの利用者登録完了
		【学科】領域別実習の開始時期についての会議: 学科長、各看護学領域長 ・4年前期領域別看護学実習の実習開始延期の決定(5/11～→暫定案として6/8～)	各領域にて実習延期可能な時期の検討 検討・調整結果について、その後実習委員会にて情報の集約『2020年度の看護学実習計画(案)』の修正
4月	21日		4年生へ実習開始延期についてのお知らせ
4月	27日		【メール会議】 ①『看護学実習実施にあたっての注意事項(新型コロナウイルス感染症への対応)【教員用】』(案)の作成開始
4月	28日		埼玉医科大学グループ2020年度臨地実習調整表の変更(5月分の実習の移動):埼玉医科大学グループ教育機関内のみの調整(5/7まで→他校との最終調整5/15)
5月	7日		看護学科教授会議:①の提案 以下のものについて作成開始
			②『2020年度 看護学実習における新型コロナウイルス感染症対策(健康・行動チェック結果に応じた教員の対応についてのフローチャート)』 ③『看護学実習実施にあたっての注意事項(新型コロナウイルス感染症への対応)【学生用】』(案)
5月	12日		4年生へ実習開始時期未定のお知らせ
5月	14日		感染予防対策として各領域で準備・確保している物品について委員会にて情報を集約:不足が生じた場合に領域を跨いで補い合う
5月	19日	*埼玉医科大学グループにおける6月中の臨地実習受け入れ中止の決定	
5月	20日		4年生へ6月中は臨地での実習は行わないことのお知らせ
5月	21日	【大学】『6月以降当面の授業等の運用について』 ・埼玉県の『緊急事態宣言』の解除を前提とし、6月から段階的、部分的(分散登校等)に学校を再開	
5月	25日	*緊急事態解除宣言	
5月	27日	【学部】『新型コロナウイルス感染症対策:発熱等への対応のしかた』(通知)	
5月	28日	【学科】新型コロナウイルス緊急事態宣言後の実習に関する会議 学科長、実習委員長、各看護学領域長、実習委員 ・今年度の臨地実習の実施方法の考え方について ・4年生の領域別看護学実習の実施方法について(実習ローテーション:7/1～臨地実習開始) ・実習前の学生の健康および健康管理について ・学科内での清潔・消毒必要物品の準備	左記会議に①(修正版)と②③を提案 その後、①②③を学科全教員へメール配信し、各教員の意見を求め、実習委員会にて意見を集約。 その後、修正案の作成。
6月	2日	【大学】埼玉医科大学臨地実習合同調整会議 総看護部長、実習調整各学校代表者 ・看護部との打ち合わせ(7月からの実習受け入れにむけて臨床から情報提供) ・各校との実習調整(実習調整表の作成)	看護部との打ち合わせ:学科長、実習委員長が参加 各校との実習調整:各看護学領域の実習委員は可能な限り参加
6月	4日		看護学科教授会議:6/2の会議報告、①②③修正案の提案
			4年生へ実習開始のお知らせ(学内実習6/29～、臨地実習7/6～)

6月	11日	【学科】看護学科 実習に関する説明会 学科長、実習委員長より 対象：学科教員	左記説明会の開催日程・場所の調整 左記説明会にて①②③の最終決定 4年生への③の周知 【委員会】第2回看護学実習委員会の開催
6月	13日	【学科】『今後の学習等に関する注意事項について』 (動画配信) ※3日間配信→後日延長 看護学科長、看護学科学務委員会、看護学科学部 委員会、看護学実習委員会より 対象：看護学科1~4年生全員	左記の動画配信に関する企画および配信
6月	14日	【学部】『登校開始にあたって』(通知)	左記に伴い③の修正(6/18) → 4年生へ周知(6/19)
6月	15日	【学部】分散登校開始	
6月	16日	【大学】(臨時)臨地実習合同調整会議 ・各校との実習調整(再調整)	各校との実習調整：各看護学領域の実習委員は可能な限り参加 調整会議後、4年生へ実習計画表の一部修正のお知らせ(6/17)
6月	29日	【実習】4年前期 領域別看護学実習 学内実習開始	
7月	1日	*埼玉医科大学グループ看護部 臨地実習受け入れ開始	
7月	4日		2年生への③の周知
7月	6日	【実習】4年前期 領域別看護学実習 臨地実習開始	
7月	8日	【学部】『新型コロナウイルス感染症対策：発熱等への対応のしかた(2020708改訂版)』(通知)	左記に伴い③の修正(8/1) → 2・4年生へ周知(8/6) ②の見直し・検討
8月	3日	【実習】老年看護学実習Ⅰ(2年生)開始	
8月	6日		看護学科教授会議：②の修正案を提案
8月	20日		【委員会】第3回看護学実習委員会の開催
8月	21日		3年生への実習オリエンテーション開催および③の周知
8月	24日	【実習】実践応用の看護学実習(4年生)開始	
9月	8日		【実習】3年生：第1回領域別看護学実習オリエンテーションの開催
9月	22日	【実習】基礎看護学実習Ⅱ(2年生)開始	
9月	28日	【大学】「次年度の臨地実習に向けての情報交換会」 各看護部長、各学校代表者 ・今年度の実習についての振り返り、臨床側と学校側との情報交換 ・次年度の実習調整表の作成について	【実習】3年生：第2回領域別看護学実習オリエンテーションの開催 副学科長、実習委員長が参加
10月	2日		【実習】電子カルテの学習会の開催
10月	3日	【学科】領域別実習要件認定式	
10月	5日	【実習】3年後期 領域別看護学実習開始	
10月	22日	【大学】埼玉医科大学 2021年度に向けての「臨地実習合同調整会議」開催 各看護部長、実習調整各学校代表者	本校：実習委員長、他8名(各領域代表者、実習委員長)が参加 【委員会】(臨時委員会)第2回「臨地実習合同調整会議」の準備に関して
10月	28日	【大学】埼玉医科大学 2021年度に向けての「臨地実習合同調整会議」(第2回)開催 ・各校との実習調整	調整担当：保健医療学部看護学科(実習委員会)主催 学科長、実習委員、各校・各領域の代表者が参加 その後、実習調整表の入力および確認
11月	4日		各校への実習調整表確認依頼後、看護部へ提出

2020年11月16日現在

にしていった。臨地実習開始後は、実習停止・中止の判断基準について見直しが必要となり、教員の対応についてのフローチャートについては一度改定を行った。

一方、学生に対しては、特に卒業年次であり、まだ看護学実習を残す中で先が見えないことでの不安を抱えている4年生に、実習開始の延期や実習計画案の変更について、定期的に情報発信を行った。未確定な部分が多

い中で、学生の混乱を招かないよう発信する情報を選択し、発信する時期にも留意していった。また、学生に情報発信する際には必ず学科教員にも同じ情報を提供するようにし、特に4年生担任会から発信する内容と大きな重なりや齟齬がないよう、担任会と連携していった。実習開始確定後は、先に開始となる4年生に向けて実習開始2週間前からの行動履歴と健康観察が必要にな

ることと、その他注意事項を説明し、実習委員会で作成した『看護学実習実施にあたっての注意事項（新型コロナウイルス感染症への対応）【学生用】』を配信した。これは、COVID-19の状況によって変更される可能性が大きいことから、各学年に予定されている看護学実習の開始時期に合わせて、必要な学年に対し最新版を配信するようにしていった。さらには、6月上旬までは文面で学生に情報を発信していたが、“実際の声を届けたい”という思いがあり、分散登校の開始と看護学実習開始に伴い、学生への説明を動画でWeb配信する企画をした。この企画に関しては学科長と相談し、対面授業のため登校開始となることから最終的には対象を看護学科全学年の学生とすること、看護学科長、看護学科学務委員会、看護学科学部委員会、看護学実習委員会から、それぞれメッセージを伝えるという内容に決定した。『今後の学習等に関する注意事項について』の動画配信は、分散登校開始直前の2日前から3日間としたが、各学年担任会からの要望により期間を延長した。教員および学生からは、その時期の学生にとって必要とされた内容であり、高評価であった。

4年前期の領域別看護学実習は、例年通りの計画では7月第3週で終了予定であったが、最終的には9月の中旬までかかることとなった。外部の実習施設から実習受け入れを断られることもあり、各看護学領域にて確保できた実習施設の限られた期間・限られた学生受け入れ数で可能な実習方法を検討し、学内実習と課題学習を組み合わせるなどの工夫がされた。また、他校では統合実習に該当する4年次の実践応用の看護学実習については、一部実習期間が早まることとなった施設があり、8月下旬から11月上旬まで跨った。老年看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習については、実習方法・展開に変更はあったがほぼ予定どおりの実習期間に実習が行うことができた。3年後期から開始となった領域別看護学実習については、前期から引き続き様々な制約がある中で、一部実習施設や実習期間に変更はあるものの、中止することなく実習を継続できている。今年度の実習調整をとおして、外部施設に実習受け入れを断られる中、医療系大学の中でも実習可能な関連施設を

持っていることの強みを実感することとなった。11月13日、埼玉医科大学グループの次年度の実習調整を終了したが、コロナ禍において実習施設がある程度確保できていることは、大きな安心材料の1つとなっている。

IV. おわりに

今年度前期を振り返ってみると、情報機器関連と実習委員会関連で休む暇もなく駆け足で過ぎていったと感じる。そして今年度は、学生にも教員にも夏季休暇はなく、そのまま後期に突入となっている。後期に入ってから感じることは、前期は在宅勤務者がいたり慣れない遠隔授業に悪戦苦闘はあったものの、遠隔授業が開始された頃は看護学実習開始前であったことから学科内には多くの教員がいたが、後期はスタートから実習との重なりがあり、情報機器運営委員会の活動の難しさがあるということである。次年度もWeb授業と対面授業を並行して実施することは決定しており、期間限定で立ち上げられた委員会活動の今後について検討することが大きな課題である。一方、多くの非常勤講師の授業サポートを体験する中で、様々な教育観や自身の専門分野以外の授業内容に触れ、学ぶことも多く、貴重な経験となった。とにかく多忙であったことは間違いないが、この役割を担ったことでのメリットも感じている。そして、コロナ禍で大きな役割を求められた2つの委員会において、非常事態の中でどのようにリーダーシップを発揮するかが活動・運営するうえでの鍵であった。リーダーに求められたものとしては、気づきが大事であること、起こっている事柄に関心と責任を持つこと、全体像をつかむこと、先を見とおすこと、そして判断力・決断力であった。その中で、学科長への報告・連絡・相談と事務部門との協働は必須であり、コミュニケーションは信頼関係の構築にもつながると考える。それは、まさに看護の基本そのものである。

まだまだCOVID-19を取り巻く状況は落ち着いてはいない。今後も自身の看護観・教育観を見つめ直しながら、引き続き次年度に向けて活動内容について検討していきたいと考える。